

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の 農林水産大臣の同意を得た土 地利用方針に係る復興整備事 業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業及び 災害公営住宅整備事業	作田西地区	新地町

図面記号									
B									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名			捺印	住 所			
	譲受人	新地町長 加藤 憲郎			印	福島県相馬郡新地町谷地小屋 字樋掛田30			
2 土地の所在等	土地の 所在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収 益権が設定されてい る場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の 種類	権利者の氏名 又は名称	農振法	都 市 計画法
	別紙のとおり								
	計	1,636㎡(田 319㎡、畑 1,317㎡)							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別			権利の設定、 移転の時期	権 利 の 存続期間	その他		
	所有権	移 転			復興整備計画 公表後	永年			
4 転用することによ って生ずる付 近の農地作物等 の被害の防除施 設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水排水は、各戸の浄化槽又はコミュニティ・プラントを設置し処理した後、排水路へ放流、雨水排水は、調整池で流量調整を行った後、排水路へ放流する計画である。 ・復興整備事業の施行区域内には、廃止・付け替えが必要となる農業用排水路は無い。 ・法面保護・適切な造成により土砂の流出・崩壊を防止する。 								

別紙 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	農振法	都市計画法
相馬郡新地町谷地小屋字舘前二	214番1	田	田	1,691 (全体)の内 158 (転用面積)	無	無	農振区域内・ 農用地区域外	非線引き用 途区域外
相馬郡新地町谷地小屋字駒込	111番	田	田	161	無	無	農振区域内・ 農用地区域外	非線引き用 途区域外
相馬郡新地町谷地小屋字駒込	79番	畑	畑	202	無	無	農振区域内・ 農用地区域外	非線引き用 途区域外
相馬郡新地町谷地小屋字駒込	73番1	畑	畑	1,330 (全体)の内 346 (転用面積)	無	無	農振区域内・ 農用地区域外	非線引き用 途区域外
相馬郡新地町谷地小屋字駒込	75番	畑	畑	280	無	無	農振区域内・ 農用地区域外	非線引き用 途区域外
相馬郡新地町谷地小屋字駒込	94番	畑	畑	489	無	無	農振区域内・ 農用地区域外	非線引き用 途区域外
6筆	1,636㎡(田 319㎡、畑 1,317㎡)							